

長野県信濃学園指定管理者の募集に係る質問書への回答

長野県信濃学園指定管理者募集要項（令和7年7月）第4の3（1）の質問受付期間（令和7年7月24日（木）から9月5日（金）まで）に受け付けた募集に関する質問書への回答は下記のとおりです。

記

資料名・ページ・項目名	質問項目	回 答
指定管理者申請様式集4ページ 長野県信濃学園指定管理者事業計画書	2(3) 地域生活支援事業（相談事業）とは、何をイメージしているのか。 一資源としての短期入所等の利用相談なのか。本来の地域生活支援事業とは、障がい者の自立生活の支援、社会参加の促進等を指すものであり、相談事業としては、本人・家族が抱える課題に対して具体的な解決策を見出す役割りを担っていると考え。 学園の短期入所利用者は、相談支援専門員・児童相談所ケースワーカーなどの相談者がすでに支援に入っているものと考えがいかかか。	様式第3号2(3)でお示した「地域生活支援事業」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定された地域生活支援事業を指すものではなく、短期入所や日中一時支援等のサービス利用に関する相談及び療育相談など、地域や在宅で生活する障がい児、保護者等への支援を想定したものです。事業計画書には、上記のような相談に対応する体制づくりや具体的実施方法についてご記載ください。
「こまくさ教室」の表記について	仕様書及び募集要項には「こまくさ教室」と明記されたものはない。今回の申請では、地域への支援として、学園を利用されているご家族・ご本人からの相談に対応することが明記されていればよいか。 また、懇談会等を企画する計画もあるため、そこで地域への療育等の相談としてよいか。 「こまくさ教室」については、令和6年度実績なし、今年度についても現状相談等を受けることもない。	仕様書第3の1(7)では、在宅障がい児への支援として「短期入所、日中一時支援事業、療育相談事業等を行い、在宅で生活する障がい児及びその家族のニーズや課題に対応した支援を行うこと」としています。懇談会等の企画により在宅障がい児及びその家族への十分な支援が実施可能であれば、必ずしも過去と同内容の「こまくさ教室」の実施や、「こまくさ教室」という呼称の使用を求めるものではありません。

<p>補足給付費</p>	<p>物価の高騰により、補足給付費を上回る箇所の事業所負担が増えている。この部分について、指定管理料を上乗せしていただけないか。</p>	<p>次期指定管理料の算定にあたっては、今期の指定管理者の管理運営による支出額の実績（ただし、決算額が未確定な令和7年度分を除く）等をもとに算出していることから、一定程度の物価高騰分を見込んだ上で指定管理料に反映させているため、直ちに指定管理料を増額する予定はありません。</p> <p>ただし、仕様書第5のリスク分担表で定めているとおり、「運営費の膨張（原油価格の高騰による燃料費等の値上げ）」については、県と指定管理者の協議事項としており、今後さらなる物価高騰が生じた場合は、協議の上、予算措置の検討を行うものとします。</p>
--------------	--	--